

例2)

こどもの出生等、扶養親族等が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）＜「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となられた方

(事例)

令和5年の扶養状況は妻1人だったため、(本人+扶養親族)×3万円
で算出される所得税分のみの定額減税額は6万円であった。その後、令
和6年中に子どもが生まれ、扶養人数が1人から2人になった場合

令和5年の扶養人数		>	令和6年の扶養人数	
1人			2人	
推計所得税	50,000円		所得税額(実績)	50,000円
定額減税額	60,000円		定額減税額	90,000円
※所得税分のみ			※所得税分のみ	
当初調整給付額	10,000円	→	不足額給付時調整給付額	40,000円

※所得税定額減税額 = (本人+扶養親族者数) × 3万円

↓

差額の3万円を不足額給付として支給
※端数は1万円単位に切上げ